

債権者登録事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 大阪広域環境施設組合会計規則(平成27年規則第73号)第52条に規定する口座振替の方法による支出を円滑に行うために、大阪広域環境施設組合(以下「組合」という。)に対する債権者の住所、氏名等の情報(以下「債権者情報」という。)及びその債権者の預金口座に関する口座番号及び口座名義等の各情報(以下「口座情報」という。)を事前に財務会計システムに登録した後、その登録した情報を利用して支払を行うものについては、この要綱の定めるところによる。

(債権者情報等の登録、変更、取消)

第2条 債権者から債権者情報及び口座情報(以下「登録事項」という。)の登録申請があったときは、別記様式による債権者登録申請書(以下「登録申請書」という。)により受付し、財務会計システムへ登録を行う。

2 前項により登録された登録事項について、登録申請書により変更申請(1登録に複数の口座情報を登録している場合で、一部の口座情報のみを取消する場合も含む。)があったときは、登録事項を変更する。

3 第1項により登録された登録事項について、登録申請書により取消申請があったときは、財務会計システムからその登録を取消する。

(登録申請書の記入内容等)

第3条 登録申請書の記入事項は、次の内容とする。

(1) 新規申請のときは、次に掲げる項目

- イ 申請年月日
- ロ 電話番号
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 法人名又は屋号及びそのフリガナ
- ヘ 役職名及び氏名並びにそのフリガナ
- ト 申請事務担当者氏名及び電話番号
- チ 金融機関名称及び支店名称
- リ 預金種目
- ヌ 口座番号
- ル 口座名義及びそのフリガナ

(2) 変更申請のときは、次に掲げる項目(ただし、チ〜ルについては口座情報の変更がある場合に限る。)

- イ 申請年月日
- ロ 電話番号
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 法人名又は屋号及びそのフリガナ
- ヘ 役職名及び氏名並びにそのフリガナ
- ト 申請事務担当者氏名及び電話番号
- チ 金融機関名称及び支店名称
- リ 預金種目
- ヌ 口座番号
- ル 口座名義及びそのフリガナ
- ヲ 債権者番号
- ワ 変更・取消適用年月日及び変更内容

(3) 取消申請のときは、次に掲げる項目

- イ 申請年月日
- ロ 電話番号
- ハ 郵便番号
- ニ 住所
- ホ 法人名又は屋号及びそのフリガナ
- ヘ 役職名及び氏名並びにそのフリガナ
- ト 申請事務担当者氏名及び電話番号
- チ 債権者番号
- リ 変更・取消適用年月日

2 申請印については、支払請求時に使用する印鑑と同じ印鑑とする。

3 口座情報については、1登録に対して4口座までの口座情報及び1口座の前払金口座を登録することができる。ただし、前払金口座のみの登録はできない。

(登録事項の入力等)

第4条 登録申請書を受付した課（以下「受付課」という。）は申請内容を確認し、登録申請書を総務課会計担当（以下「会計担当」という。）へ送付する。ただし、登録申請書に記入誤り等不備があった場合は、債権者に返却する。

2 会計担当は、送付された登録申請書の記入内容に基づき、略語の使用等別表の定めにしたがって財務会計システムへの入力を行う。ただし、登録申請書の記載事項に記入誤り等不備があった場合は、受付課へ返却する。

3 会計担当は財務会計システムへの入力後、送付された登録申請書に債権者番号を記載したうえで承認済印を押印する。

4 会計担当は、債権者に債権者番号を通知する。

(未承認情報及び登録事項の削除)

第5条 不要な未承認情報の削除は、当該登録事項を財務会計システムに入力した者が行う。

(登録申請書の保管)

第6条 第4条第3項で承認した登録申請書は、会計担当で保管する。

(金融機関の合併等に係る口座情報の取扱い)

第7条 金融機関の合併により、口座情報のうち金融機関名称若しくは支店名称又はその両方（以下「金融機関名称等」という。）のみ変更されたときは、債権者からの変更申請によらず会計担当で一括して金融機関名称等を変更する。

2 金融機関の合併により、金融機関名称等以外の口座情報が変更されたときは、債権者からの変更申請により口座情報を変更する。

3 同一金融機関における支店の統廃合があった場合は、債権者からの変更申請により口座情報を変更する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。